

VI. 地域子ども・子育て支援事業

**※数値は現時点での
暫定値です。**

1. 相談・支援を行う事業

1) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、認定こども園、幼稚園、保育所（園）での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

役場の子育て支援担当部署を窓口として、関係機関との連絡調整のもと、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。

利用者支援事業

	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（か所）			1	1	1	1	1
確保方策（か所）							

2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

松伏町地域子育て支援センター、大川戸地域子育て支援センターの2か所で事業を行います。

地域子育て支援拠点事業

	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人回）	4,146	3,992	4,157	4,032	3,945	3,884	3,844
確保方策（か所）							

2. 訪問による事業

1) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み(人)	164	149	182	179	176	174	174
確保方策(人)							

2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

養育支援訪問事業

	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み(人)	5	3	5	5	5	5	5
確保方策(人)							

3. 通所による事業

1) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2事業から構成されます。

①短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人）			17	17	17	17	17
確保方策（人）							

②夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

量の見込みと確保方策は、2) 一時預かりを行う事業（在園児対象型を除く）に掲載しています。

2) 一時預かりを行う事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児について、必要な保育を行う事業です。認定こども園、幼稚園、保育所などの施設での一時的な預かりを行う一時預かり事業、預かり等の援助を希望する者を会員（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などがあります。

一時預かりを行う事業（幼稚園の在園児対象）

		実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		24年度	25年度					
量の 見込み	1号認定 (人日)			2,569	2,454	2,430	2,367	2,298
	2号認定 (人日)			553	529	524	510	495
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型) (人日)							

一時預かりを行う事業（在園児対象型を除く）

		実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		24年度	25年度					
量の見込み（人日）※ ₁		827	949	9,878	9,521	9,363	9,177	9,012
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く) (人日)							
	子育て援助活動支援事業※ ₂ （病児・緊急対応強化事業を除く）（人日）							
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) (人日)							

※₁ 24・25年度の実績は、保育園での一時預かりと、ファミリー・サポート・センターの乳幼児の利用を合計したもの。

3) 延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育を実施する保育所（園）等における保育士配置の充実を図ることにより、保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要に対応します。

延長保育事業

	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人日）	114	112	139	133	131	129	126
確保方策（人日）							

4) 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的な保育をする事業です。

病児・病後児保育事業

	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人日）	0	0	1,081	1,040	1,025	1,003	983
確保方策	病児保育事業（人日）						
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（人日）						

4. その他の事業

1) 就学児に対する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生の児童を有する子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員（利用会員）として、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

就学児に対する子育て援助活動支援事業

	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人日）		83	40	38	37	35	34
確保方策（人日）							

※子育て援助活動支援事業の未就学児の量の見込みは、幼稚園の在園児以外の一時預かり利用者の量の見込みに含まれている。

2) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦に対して健康診査を実施する事業

	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人）	182	217	182	179	176	174	174
確保方策（人）							